

町民主体のまちづくりの実現に向けて～③

訓子府町まちづくり町民参加条例では、町民参加の機会として、審議会など、まちづくり意見募集、まちづくりトーク、アンケート調査などを実施することを定めていますが、シリーズ3回目の今回は、新たに設けた2つの方法について、その内容をご紹介します。

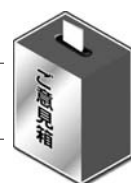
お知らせ

1. まちづくり意見募集

Q:「まちづくり意見募集」ってなんだろう？

A:他自治体では「パブリックコメント手続き」とも呼ばれていますが、計画や条例などの原案を公表し、町民の皆さんから意見を募集する方法です。

町では、計画や条例などをつくる時は、他の町民参加の機会を設ける場合を除き、まちづくり意見募集を行います。(特に重要な案件の場合は、他の町民参加の機会に加えて行うこともあります)



STEP1 計画・条例などの案を公表 (町ホームページ、役場庁舎などで公表)

STEP2 町民から意見提出 (募集期間:原則 30 日以上、提出方法:郵送、電子メール、FAX または持参)

STEP3 意見を考慮 (意見を案に反映できないか検討を行ったうえで、計画・条例案などの決定)

STEP4 結果の公表 (提出された意見および検討結果を町ホームページ、役場庁舎などで公表)

2. まちづくりトーク

Q:「まちづくりトーク」ってなんだろう？

A:町民の皆さんの意見を直接聴く必要がある場合に、公民館や日ノ出地区ふれあいセンターで開催する意見交換の場です。



町が行っている、または行おうとする事業や施策などについて、広く町民の意見を直接聴く必要がある場合は、町民と町および町民同士が自由に意見交換するために、まちづくりトークを開催します。

開催の方法など

- 開催場所は、公民館および日ノ出地区ふれあいセンターの2か所を原則としますが、特に必要な場合は別会場での開催も可能としています。
- 全体での意見交換のほか、必要な場合はワークショップ方式を併用します。
- 会議は原則公開とします。

開催の公表

開催する場合は、開催日の30日前までに町ホームページ、役場庁舎などでお知らせします。

議事録の公表

開催した場合は、議事録を作成し、町ホームページ、役場庁舎などで公表します。

■問合せ 企画財政課 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

